

非常変災等におけるスポーツ教室の開催基準について

〔令和８年 秋期スポーツ教室～〕

非常変災時（台風、大雪等）その他緊迫事態において、本協会が実施するスポーツ教室の開催基準は以下のとおりとします。

午前開催の教室は８時、午後開催の教室は１２時、夜間開催の教室は１７時３０分、それぞれの時刻に、本市に「暴風を含む警報」（暴風・暴風雪）または「危険警報（レベル４）」・「特別警報（レベル５）」が発表されている場合は中止します。

大地震等の大規模災害や熱中症特別警戒アラートなど、他の理由により中止する場合もあります。

冬期教室においては、上記に加え降雪や積雪による交通事情・駐車場の状況等により、中止する場合があります。

教室中止の際には、本ホームページにてお知らせしますので、こまめにご確認ください。

（一社）彦根市スポーツ協会